

ムーンショット型研究開発事業 横断的支援（数理科学）

研究開発課題 公募要領

公募期間

2021 年 9 月 21 日（火）～11 月 30 日（火） 12 : 00



挑戦的研究開発プログラム部

2021 年 9 月

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって	6
1.1 ムーンショット型研究開発事業における横断的支援（数理科学）について	6
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	7
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	7
1.2.2 ダイバーシティの推進について	8
1.2.3 公正な研究活動を目指して	10
第 2 章 公募・選考	11
2.1 公募の対象となる研究開発プロジェクト	11
2.2 公募期間・選考スケジュール	13
2.3 研究期間	13
2.4 研究費（上限額）及び採択予定課題数	14
2.5 応募要件	14
2.5.1 提案者及び研究体制の要件	14
2.5.2 研究機関の要件	15
2.6 応募方法	15
2.7 選考方法	16
2.7.1 選考の流れ	16
2.7.2 利益相反マネジメントの実施	16
2.8 選考の観点	19
第 3 章 採択後の研究開発推進等について	20
3.1 研究開発計画の作成	20
3.2 委託研究契約	20
3.3 研究開発費	21
3.3.1 研究開発費（直接経費）	21
3.3.2 間接経費	22
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について	23
3.4 評価	23
3.5 課題推進者の責務等	23

3.6 研究機関の責務等	23
3.7 契約に当たり課題推進者の特に注意すべき事項	26

第 4 章 応募に際しての注意事項 29

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	29
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	30
4.3 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況	33
4.4 不正使用及び不正受給への対応	33
4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	36
4.6 関係法令等に違反した場合の措置	36
4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	36
4.8 繰越について	36
4.9 府省共通経費取扱区分表について	37
4.10 費目間流用について	37
4.11 年度末までの研究期間の確保について	37
4.12 研究設備・機器の共用促進について	38
4.13 博士課程学生の処遇の改善について	39
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	40
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	41
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	41
4.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	42
4.18 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	43
4.19 社会との対話・協働の推進について	43
4.20 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて	44
4.21 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	45
4.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について	46
4.23 競争的研究費改革について	46
4.24 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	46
4.25 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	48
4.26 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	51
4.27 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	51
4.28 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	52

4.29 研究者情報の researchmap への登録について	52
4.30 JST からの特許出願について	52
4.31 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について	53
4.32 研究機関における研究インテグリティの確保について	53
第 5 章 応募方法	56
5.1 応募フォームによる応募受付について	56

第 1 章 研究提案公募に当たって

1.1 ムーンショット型研究開発事業における横断的支援（数理科学）について

(1) ムーンショット型研究開発事業について

ムーンショット型研究開発事業は、超高齢化社会や地球温暖化問題など重要な社会課題に対し、人々を魅了する野心的な目標（ムーンショット目標標（以下、「MS 目標」という。)) を国が設定し、挑戦的研究開発を推進すべき分野・領域などとして文部科学省により定められた研究開発構想に基づき、研究開発を推進するものです。7つの MS 目標^{*1}それぞれについて、MS 目標に関する研究開発全体の責任者である構想ディレクター（PD）の下、プロジェクトマネージャー（PM）は、MS 目標達成および研究開発構想実現に至るシナリオの策定、研究開発プロジェクトの設計、研究開発体制の構築、研究開発プロジェクトの実施管理などを行います。課題推進者は、MS 目標達成及び構想実現に向けて、PM が指示した、研究開発プロジェクトにおける研究開発の分担内容を実施します。

(2) ムーンショット型研究開発事業における横断的支援について

JST はムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に則り、数理科学や倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI : Ethical, Legal and Social Issues）等の分野横断的な支援を行っています。

本公募では、数理科学に関する分野横断的支援の一環として、研究開発プロジェクトにおいて数理科学的アプローチを用いた研究開発課題及びその実施を担う課題推進者を募集します。

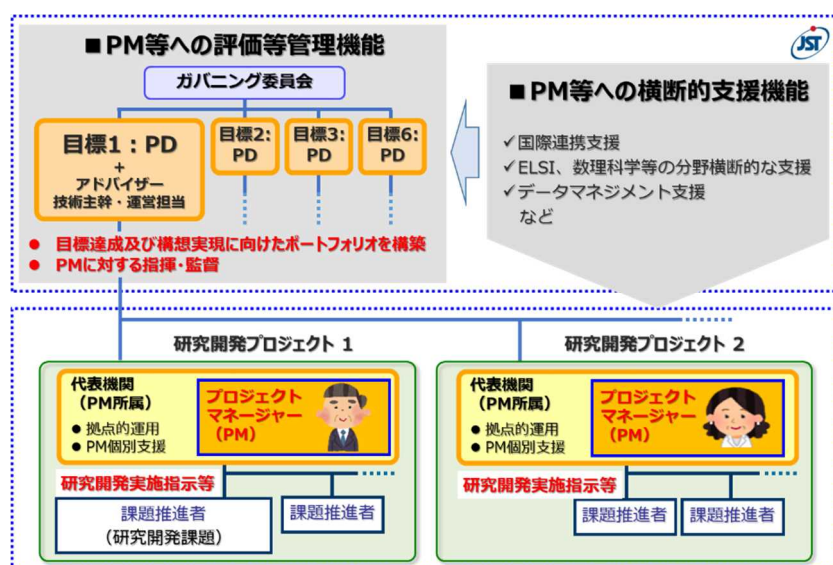


図1 JSTにおけるムーンショット型研究開発事業の全体運営体制図

^{*1} 2020年1月に総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）がMS目標1～6、同年7月に健康・医療戦略推進本部がMS目標7を設定。JSTはMS目標1、2、3、6を担当。

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、以下のウェブページを参照してください。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研

究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

第 2 章 公募・選考

2.1 公募の対象となる研究開発プロジェクト

MS 目標	研究開発プロジェクト名
目標 2	「複雑臓器制御系の数理的包括理解と超早期精密医療への挑戦」 (合原 PM)
目標 6	「誤り耐性型量子コンピュータにおける理論・ソフトウェアの研究開発」 (小芦 PM)

募集する研究開発課題の詳細について、以下（１）～（２）で説明します。

（１）MS 目標 2「複雑臓器制御系の数理的包括理解と超早期精密医療への挑戦」（合原 PM）で募集する研究開発課題について

①本研究開発プロジェクトの目標

数理データ解析や数理モデル解析などの数理研究を、臓器間相互作用と制御に関する実験研究と統合する研究を実施します。それにより、2050 年には、臓器間ネットワークを複雑臓器制御系として包括的に理解し、超早期精密医療へ応用することで、疾患の超早期予防システムが整備された社会の実現を目指します。

②目標達成に向けての課題

①の目標を達成するために、複雑臓器制御系への数理的アプローチとして以下の課題があり、研究開発を推進中です。

- 疾病予兆検出における DNB 解析理論と臓器間相互作用における因果解析理論の研究開発
- 臓器間ネットワークのレジリエンス、頑強性、破綻連鎖動態の理論とデータ解析手法の研究開発
- 臓器間ネットワークの計測と治療のための観測・制御理論の構築
- 数理モデル型およびデータ駆動型の定量的データ解析アプローチの構築
- 遺伝統計学的情報解析と包括的データの蓄積

さらに、

○MS 目標 2 の他のプロジェクトとの数理的連携研究および包括的データベース構築。また、包括的データ等を利用した数理モデリング等の研究

③プロジェクト推進における数学・数理科学的アプローチの可能性

本プロジェクトで重要な数学的手法の一つが力学系理論です。それは、本プロジェクトにおける出発点でもあり、さらなる基盤をなす予兆検知のための DNB（動的ネットワークバイオマーカー）理論を構築し・前進させるために核となる数学理論です。本公募では、上記に挙げた課題のそれぞれに対して、あるいは、課題をまたぎ、数学・数理科学的手法を用いてさらなる進展がもたらされると期待できる研究提案を募集します。したがって力学系理論に限らず、必要と考えられるあらゆる数学・数理科学的手法を用いた提案を歓迎します。

（2）MS 目標 6 「誤り耐性型量子コンピュータにおける理論・ソフトウェアの研究開発」（小芦 PM）で募集する研究開発課題について

①本研究開発プロジェクトの目標

本研究開発プロジェクトでは、2050 年までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現を目指します。

②目標達成に向けての課題

①の目標を達成するために、以下のような数理科学的課題があります。

1. トポロジカル量子計算の数理
2. 量子誤り訂正の数理
3. リソース理論・量子情報・量子計算量の数理
4. 量子コンパイラの数理、量子プログラミング言語
5. 量子コンピュータ高速エミュレーションの数理

これらの課題について数学・数理科学的手法を用いて解決できる提案を募集します。

③プロジェクト推進における数学・数理科学的アプローチの可能性

②の課題を解決するために、例えば、数理物理学、作用素環論、圏論、代数的位相幾何学、量子情報理論、量子計算理論、量子暗号理論、量子アルゴリズム理論などの数学・数理科学的手法の活用が考えられます。これらの例示以外にも、課題を解決するための数学・数理科学的手法を歓迎します。

2.2 公募期間・選考スケジュール

公募開始	令和 3 年 9 月 21 日(火)
公募受付締切	令和 3 年 11 月 30 日(火)正午<厳守>
書類選考期間	令和 3 年 12 月上旬～令和 3 年 12 月下旬
面接選考会への出席要請 (書類審査合格者のみ)	令和 4 年 1 月上旬～中旬
面接選考会期間	令和 4 年 1 月中旬～下旬
選考結果の通知・発表 (通知は提案者全員)	令和 4 年 2 月中旬
研究期間	令和 4 年 4 月～令和 8 年 3 月

※ 公募期間中に説明会を兼ねたワークショップを実施予定です。詳細は事業ウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202109/index.html>) にてお知らせします。

※ 書類選考以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※ 面接を行う具体的な日時については、JST から指定させていただきます。

※ 面接選考の日程および面接選考対象者へのメール連絡期日は決まり次第、事業ウェブサイトにてお知らせします。

※ 面接選考の対象者には、電子メールにてその旨の連絡をします。(書面の発送は行いません。応募フォームに記載された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態にしてください。)

2.3 研究期間

原則として、令和 4 年 4 月～令和 8 年 3 月とします。

なお、2 年目(令和 5 年夏～秋頃を予定)に PM 等が実施する中間評価の評価結果によって研究開発課題が変更、終了となる場合もあります。

2.4 研究費（上限額）及び採択予定課題数

MS 目標	研究開発プロジェクト名	採択予定課題数	研究費（上限額）
目標 2	「複雑臓器制御系の数理的包括理解と超早期精密医療への挑戦」 (合原 PM)	0～2 件 程度	1 提案あたり 200 万円程度／年（直接経費） (間接経費は別途措置)
目標 6	「誤り耐性型量子コンピュータにおける理論・ソフトウェアの研究開発」 (小芦 PM)	0～2 件 程度	1 提案あたり 100 万円程度／年（直接経費）（間接経費は別途措置）

2.5 応募要件

2.5.1 提案者及び研究体制の要件

提案者のみ、あるいは提案者および複数の研究参加者による体制で応募することが可能です。若手研究者が提案者、あるいは研究体制に含まれていることを奨励します。また、既にムーンショット型研究開発事業に参画している研究者からの提案も可能ですが、エフォートについてご留意ください。

複数の研究参加者による体制の場合、後述の「3.2 委託研究契約」及び「3.5 課題推進者の責務等」に記載のとおり、研究参加者が所属する研究機関は実施規約を締結する必要があるため、原則として提案者と研究参加者全員が同じ研究機関に所属する体制を要件とします。複数の研究機関からなる体制の場合、原則として研究機関毎に委託研究契約を締結します。

また、応募にあたっては、提案者は以下の（１）～（２）のすべての応募要件を満たすことが必要です。

- （１）所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳しくは「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

- （２）応募にあたって、以下の 4 点を誓約すること。

- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科

科学大臣決定)」の内容を理解し、遵守すること。

- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 3 年 2 月 1 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 研究開発活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）ならびに委託研究開発費の不正使用を行わないこと。
- ・ 本提案書に記載している過去の研究開発成果において、研究開発活動の不正行為は行われていないこと。

※応募時に、誓約の確認をしていただきます。

2.5.2 研究機関の要件

提案者の所属する研究機関は、原則、日本国内で法人格を有する研究機関であることを要件とします。

海外機関所属の提案者の場合は、原則として JST が提示する内容で委託研究開発契約を締結しなければなりません。また、委託研究開発契約書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。採択後 3 ヶ月以内に委託研究開発契約が締結できない場合、もしくは当該研究開発機関での研究が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究開発機関における研究開発実施は認められません。

※ 海外機関用の委託研究開発契約書雛形等については、この公募要領巻末に記載された問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。

2.6 応募方法

事業ウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202109/index.html>) から提案書様式をダウンロードし、各様式に青字で注釈・例示された記入要領に従って提案書を作成の上、事業ウェブサイトに設置された応募フォームより応募をしてください。

なお、応募にあたっては、以下にご注意ください。

- ・ 応募時には青字の注釈・例示は全て削除してください。
- ・ 提案者本人が応募をしてください。
- ・ 提案書類作成にあたっては、様式を踏まえて簡潔かつ要領良く作成してください。
- ・ 提案書には下中央に通し頁番号を付けてください。
- ・ 提案書類は、PDF 形式に変換の上、提出してください。PDF への変換は印刷物をスキャナー

等を取り込むのではなく、WORD 等アプリケーションから直接 PDF 形式へ変換処理をしてください。その際、PDF ファイルには印刷制限・コピー制限などのセキュリティ設定は行わないでください。

2.7 選考方法

2.7.1 選考の流れ

応募された研究提案について、書類及び面接による審査を行います。審査の過程において、応募内容等について個別に問い合わせを行う場合があります。

審査は非公開で行われますが、応募内容と利害関係を有する者は、当該提案の審査を担当しません。また、審査に携わる評価関係者は、一連の審査で取得した一切の情報を、評価関係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないことが義務づけられています。

書類審査

数理科学系等の複数の有識者により書類審査を実施し、面接審査の対象とする提案を選定します。

面接審査

数理科学系等の複数の有識者により面接審査を実施します。面接審査の日程、実施要領等はあらかじめ面接対象者にお知らせいたします。

研究開発課題及び課題推進者の決定

書類審査及び面接審査の評価を踏まえ、JST が研究開発課題及び課題推進者を決定します。

※なお、新型コロナウイルス感染症による状況に鑑み、選考方法を一部変更する場合がございます。その際は、事業ウェブサイトなどで速やかに告知させていただきます。

<https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202109/index.html>

2.7.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、課題推進者に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。

- a. 課題推進者と親族関係にある者。
- b. 課題推進者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 課題推進者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 課題推進者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 課題推進者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 課題推進者の利益相反マネジメント

課題推進者が「課題推進者に関係する機関」を共同研究機関とする提案を行い、「課題推進者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、課題推進者の利益相反に該当する可能性があります。従って、課題推進者と「課題推進者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「課題推進者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究機関をいいます。なお、a 及び b については課題推進者のみではなく、課題推進者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「課題推進者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 課題推進者等の研究開発成果を基に設立した機関。
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. 課題推進者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 課題推進者が株式を保有している機関。

d. 課題推進者が実施料収入を得ている機関。

「課題推進者に関係する機関」を共同研究機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から選考の過程で議します。

そのため、「課題推進者に関係する機関」を共同研究機関とする場合、提案書の【様式 5】にて「課題推進者に関係する機関」が共同研究機関に含まれていることを申告してください。

なお、課題推進者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について選考の過程で審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書の【様式 5】にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST から出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.8 選考の観点

選考は、主に以下の観点に基づき総合的に実施します。

- ① 当該ムーンショット目標および当該研究開発プロジェクトの達成に貢献しうる研究提案であるか。
- ② 数学・数理科学の手法を用いて問題解決に資する研究提案であるか。数学・数理科学の発展にも資する、魅力的なアイデアが含まれているか。
- ③ 研究計画が妥当であるか。

第 3 章 採択後の研究開発推進等について

3.1 研究開発計画の作成

提案された研究開発計画を基に、審査過程で受けた指摘や、採択後の有識者からの助言等を踏まえ、PM 等の指示の基に計画の見直しを行い、研究開発計画を作成してください。

3.2 委託研究契約

- a. 研究課題の採択後、JST は課題推進者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
複数の研究機関からなる体制の場合、原則として研究機関毎に委託研究契約を締結します。なお、委託研究開発契約に先立ち、研究開発プロジェクトに参画する研究開発機関等及び JST において作成した、知的財産、秘密保持の取り扱い等、研究開発プロジェクトの運用に必要な諸般の規程を定めた実施規約に研究機関等は誓約する必要があります。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」(23 ページ ~) を参照してください。
- c. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

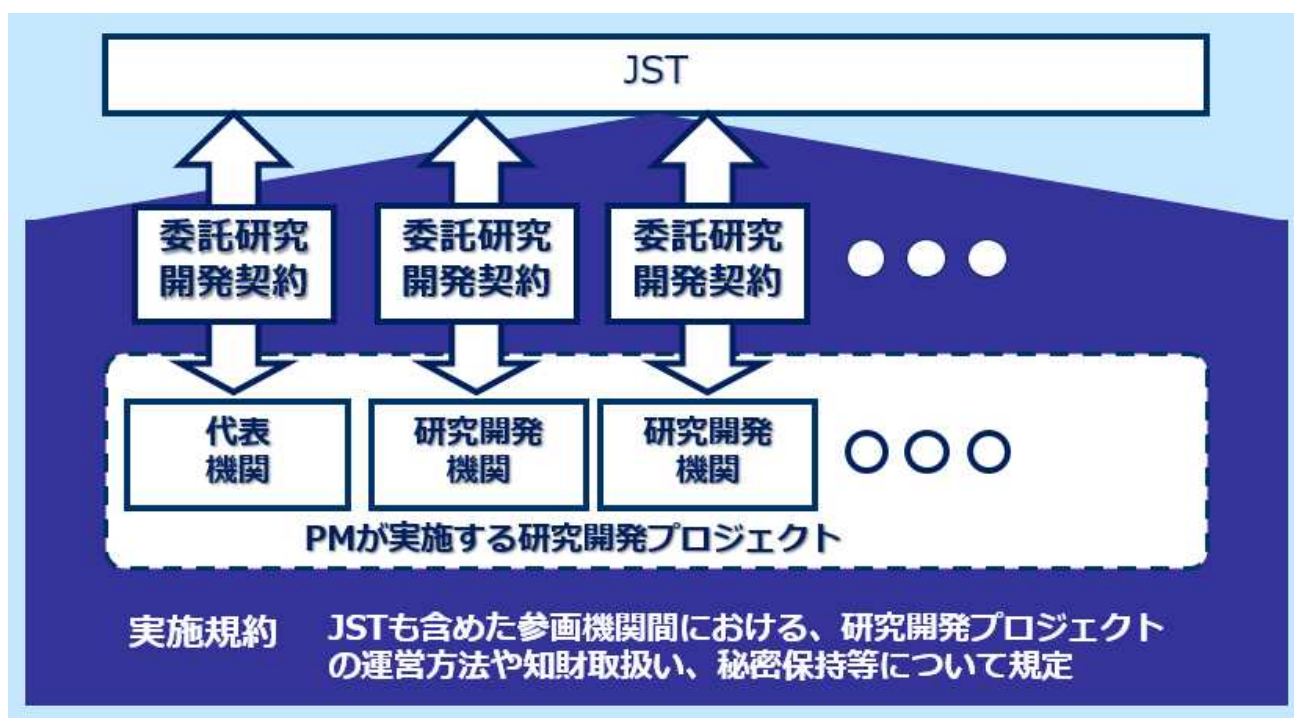


図2 契約体制

3.3 研究開発費

JSTは委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費を加え、委託研究開発費として研究機関に支払います。

3.3.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究担当者および研究開発計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者（但し、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等（※2）

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」（38ページ）を参照してください。

(注) 研究開発費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・ 研究目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 委託研究開発費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則、直接経費に対し、大学等は 30%、それ以外は 10%（ただし中小企業は 20%）が措置されます。

※ 中小企業の定義は中小企業基本法第 2 条第 1 項（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、採択が決定した時点の状況に基づいて、判定いたします。

研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年 7 月 18 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究開発成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究開発費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

3.4 評価

課題推進者は、毎年度 PM により評価を受けます。なお、2 年目（令和 5 年夏～秋頃を予定）に PM 等が実施する中間評価の評価結果によって研究開発課題が変更、終了となる場合もあります。中間・事後評価では、採択時点で期待されたプロジェクトへの貢献等の観点により、研究開発課題で得られた成果を評価します。

3.5 課題推進者の責務等

課題推進者は、MS 目標達成及び構想実現に向けて、PM が指示した研究開発プロジェクトにおける研究開発の分担内容を実施します。課題推進者は、PM から指示された当該研究開発の範囲を実施する目的、範囲内で、達成すべき目標に基づいた研究開発計画の立案を行います。その後、PM から承認を得た研究開発計画に基づいて、研究開発を実施します。なお、課題推進者の研究開発開始に先立ち、課題推進者の所属する研究開発機関において、参画する研究開発プロジェクトの実施規約への誓約及び JST との委託研究開発契約の締結が必要です。また、研究開発の進捗状況によって、PM が、PD の承認を経た上で当該研究開発に係る研究開発費の増減及び中止等の見直しを行う場合があります。

※ 課題推進者は、「3.5 課題推進者の責務等」に掲げる責務等に加えて、「3.7 契約に当たり課題推進者の特に注意すべき事項」を遵守していただく必要がありますので、ご参照ください。

3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

(1) 研究実施機関が国内機関の場合

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究開発契約を締結しなければなりません。また、実施規約、委託研究開発契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究開発契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究開発実施は認められません。

※ 最新の委託研究開発契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.24 (1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（46 ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.25 (1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（48 ページ））。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究開発費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究開発費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研

研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究開発費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究開発契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究開発費縮減の措置を行うことがあります。また、研究開発課題の評価等の結果を踏まえて、委託研究開発費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究開発契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究開発契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究開発契約の解除、委託研究開発費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています（受講等に必要の手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にした

がって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

- k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究開発契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究開発費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

(2) 研究実施機関が海外機関の場合

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究開発契約を締結しなければなりません。間接経費は直接経費の 30%以内となります。また、委託研究開発契約書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。採択後 3 ヶ月以内に研究開発契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究開発実施は認められません。
 - b. 研究機関は、委託研究開発契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究機関の責任において適切に委託研究開発費の支出・管理を行うとともに、委託研究開発費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
 - c. 研究開発の実施に伴い発生する知的財産権は、JST へ無償譲渡する必要があります。（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）は適用されません）。
- ※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト^{*2}」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が委託研究開発契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

3.7 契約に当たり課題推進者の特に注意すべき事項

- (1) JSTの委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効

^{*2} 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

率的に執行する責務があります。

- (2) 課題推進者を含む研究開発プロジェクトの参画者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称CITI））の受講・修了が必須になります。

※ 詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

(3) 研究開発成果の取り扱い

- a. 知的財産権を適切に取得してください。なお、知的財産権は、原則として委託研究開発契約に基づき、所属研究開発機関から出願（または申請）していただきます。
- b. 研究開発プロジェクト実施に伴い得られた研究開発成果を論文等で発表する場合は、ムーンショット型研究開発事業の成果である旨の記述を行ってください。
- c. 「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針」及び「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針」に基づいて、PMには、成果として生じる研究開発データの保存・管理、公開・非公開、及び公開可能な研究開発データの運用指針を以下の項目毎にまとめた「データマネジメントプラン」を研究開発計画書と併せてJSTに提出し、本プランに基づいてデータの保存・管理、公開 /限定的公開 /非公開 の実施を適切に行っていただきます。

- ・ オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

記入項目の詳細は、次の「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針」運用ガイドラインをご覧ください。

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

<データマネジメントプランの記入項目>

- ・ 管理対象となる研究開発データの保存・管理方針
 - ・ 研究開発データの公開・非公開に係る方針
 - ・ 公開可能な研究開発データの提供方法・体制
 - ・ 公開研究開発データの想定利用用途
 - ・ 公開研究開発データの利活用促進に向けた取り組み
 - ・ その他特記事項
- d. 先進的なデータマネジメントとして、オープン・クローズ戦略に基づき研究データの保存・共有・公開等の区分を明確化し、研究データ基盤システム（NII Research Data

Cloud)等の活用を図るなどにより、研究者間の情報交換や研究データの保存・共有・公開を促進していただきます。

e. JSTが国内外で主催するワークショップやシンポジウム、本事業のMS目標や構想における、研究開発の連携促進・相乗効果を目指した横断的な活動やアウトリーチ活動等において、研究開発プロジェクトの研究者とともに参加し、研究開発成果の発表等をしていただきます。また、研究開発活動の推進の中で、グローバルな活動・発信も積極的に行われることを期待します。

(4) JSTは、研究開発プロジェクト名、研究開発プロジェクトの参画者や委託研究開発費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)及び内閣府(「4.28 e-Radからの内閣府への情報提供等について」参照)へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、PM、課題推進者等に各種情報提供をお願いすることがあります。

(5) 本事業に係る評価等や、研究開発プロジェクト終了後一定期間を経過した際に追跡評価を行う場合があります。その際には、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（１）～（２）のいずれかにより行ってください。

（１）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、応募時に、修了済と申告してください。

（２）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、応募時に、修了済と申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、応募時に、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号（数字 7 桁+ARD※）を申告してください。

※令和元年 8 月以前に修了した場合は、Ref # から始まる番号になります。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

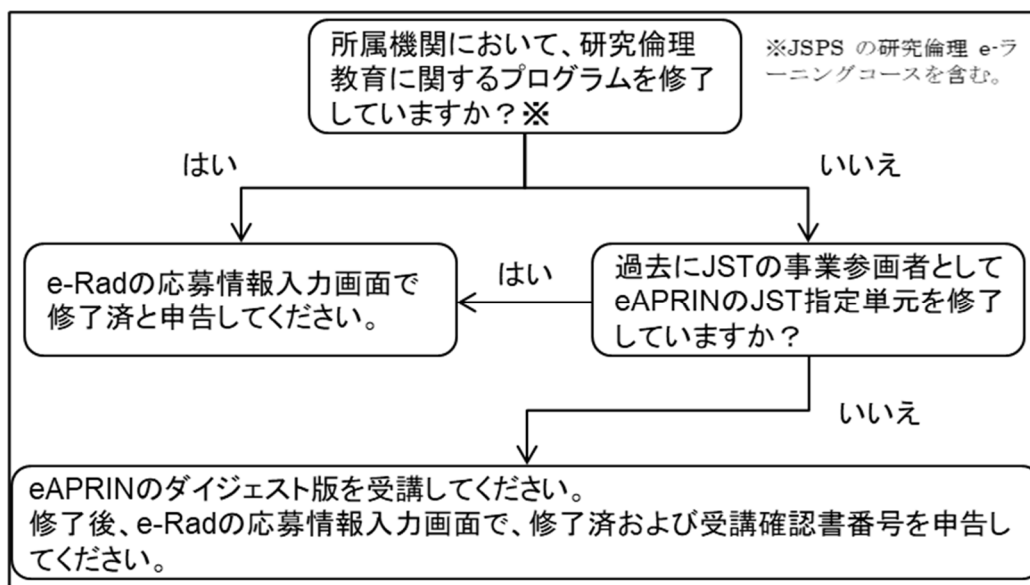
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 挑戦的研究開発プログラム部

E-mail : moonshot-koubo@jst.go.jp

※メール本文に公募名、研究提案者名、研究開発課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。以下同じ。）の複数の競争的研究費が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

- ・既に採択され、配分済の競争的研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費制度への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費制度に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費制度を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

○第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。

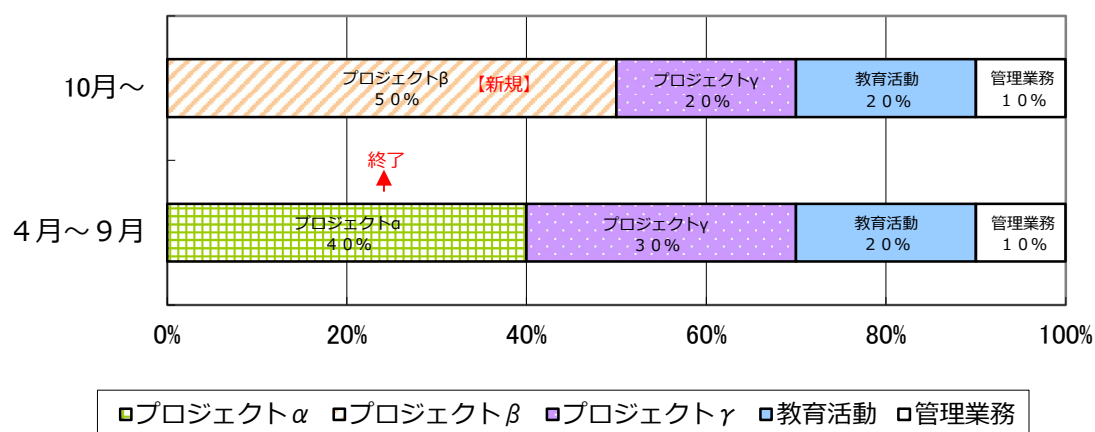
○研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に

必要とする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。

○なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。

○したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中にプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



○このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正）

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的研究費制度におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

○所属機関への適切な報告

「研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、適切に所属機関に報告してください。申請に当たり所属機関への適切な報告についての確認を行います。また、所属機関に対して当該情報の把握・管理の状況についての確認を求めることがあります。なお、本項に関しては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略会議決定）に基づき令和3年度に予定されている「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）の改正後、別途詳細な取扱を明示いたします。」

4.3 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制

度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

- ※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。
- ※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1 以外 ①社会への影響が大きく、行為 の悪質性も高いと判断される もの	5 年
	② ①及び③以外のもの	2～4 年
	③ 社会への影響が小さく、行 為の悪質性も低いと判断され るもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的資金等を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研 究者の義務違反の程度に 応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少
額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起
算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者
のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概
要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）につい
て、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機

関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和 4 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 3 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

4.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越

を認める場合があります。

4.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/moonshot/2021/moonshota.html>

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から課題推進者（以下、「PI」という。）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PIの人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和2年9月17日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

4.10 費目間流用について

費目間流用については、JSTの承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

4.11 年度末までの研究期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.ht

m

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
(令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
(令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇

用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度^{*3}の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革2019」（平成31年4月23日文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31年2月25日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という

^{*3} 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40万円以上45万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19日～20日）の勤務時間（7時間45分～8時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。）

二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」
（令和2年4月10日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」

と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

4.18 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.19 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民と

の科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組みや、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

（参考）「第5期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

4.20 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成29年4月に発表しました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ムーンショット型研究開発事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。

また、PMの所属機関（代表機関）は、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せてJSTに提出していただき、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.21 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」もご参照してください。

4.21 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開をお願いします。

No.	データの種別	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

4.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「【Moonshot R&D】 Grant Number 【10】 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の【10】 桁の体系的番号は、【JPMJMS+課題番号 4 桁】です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST 【Moonshot R&D Program】 Grant Number 【JPMJMSxxxx】 .

【和文】

本研究は、JST【ムーンショット型研究開発事業】【JPMJMSxxxx】の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

4.23 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.24 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）※¹の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和4年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和4年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和3年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和4年度版チェックリストを令和4年12月1日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照

してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.25 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）※¹ を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 4 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 4 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 3 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 4 年度版研究不正行為チェックリストを令和 4 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10 年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者		2～3 年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3 年
	特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの			1～2 年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.26 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、課題推進者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.27 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている

情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページにおいて公開します。

4.28 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

4.29 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

4.30 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内

で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.31 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としており、令和 2 年度までに 9 件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

4.32 研究機関における研究インテグリティの確保について

政府においては、令和 3 年 4 月に「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議)が決定されていますが、当該方針においては、「我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。」ことが指摘されています。ついては、

各研究機関においては、当該方針の趣旨を踏まえ、研究インテグリティの確保に関する取組を進めていただくとともに、関係者にも周知をお願いします。なお、研究機関の研究インテグリティの確保の状況などについて、必要に応じて確認することがあります。

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

第 5 章 応募方法

5.1 応募フォームによる応募受付について

提案書の様式等、応募に必要な資料を事業ウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202109/index.html>) からダウンロードし、事業ウェブサイトに設置した応募フォームより応募をお願いします。

アップロードできる提案書の最大容量は 3MB です。締切間際は応募フォームにアクセスが集中することでシステムに負荷がかかり、ページ遷移に時間がかかる、提案書をアップロードできない、エラーが発生しトップページに戻る等のトラブルが発生し、締切までに応募を完了できない場合がありますので、時間的余裕を十分にとって、応募を完了してください。募集締切までに応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。また、募集締切以降の提案書の差し替え等には応じられません。

所属・役職等について応募フォームの記載と提案書本文の記載を統一してください。（相違があった場合は提案書本文の記載を正として扱います。）アップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますのでご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目に対する重大な記入漏れ等を指します。

なお、本公募では e-Rad を通じた応募受付は行いませんが、採択後に研究成果情報・会計実績情報を PM と協力して e-Rad に入力いただきます。そのため、提案者は応募までに e-Rad の研究者番号を取得して下さい。

ムーンショット型研究開発事業 ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202109/index.html>

に最新の情報やよくあるご質問を掲載していますので、あわせてご参照ください。

【問い合わせ先】

お問い合わせは、必ず電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除きます）。

国立研究開発法人科学技術振興機構

挑戦的研究開発プログラム部

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

E-mail : moonshot-koubo@jst.go.jp

電 話 : 03-5214-8419（受付時間 : 10:00~17:00※）

※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

〔電話でご質問頂いた場合でも、電子メールでの対応をお願いすることがあります。〕